

# 平成20年度経過報告

自平成20年5月1日

至平成21年4月30日

## はじめに

平成20年度は米国のサブプライムローン問題の発生から、ジワジワとした不景気感が漂っていたが、9月のリーマン・ブラザーズの破綻により世界的経済恐慌が現実のものとなった。100年に1度といわれる経済不況の嵐は日本の中小企業は言うに及ばず、世界のトヨタといわれる日本の代表的企業においても未曾有の経常赤字を出してしまった。国内においても派遣・期間雇用社員の大量失業問題が起り、雇用の確保が社会問題となった。

司法書士の業務においても不動産登記、商業・法人登記等は例外なく前年度より大幅な減少傾向が現れ、裁判事務も増加の傾向を示すものの、登記業務からみれば拠って立つほど業務の割合を占めていない。個人経営の多い我々にも不況の影響が出ている。

国内の政治情勢も、昨年8月に内閣を改造したばかりの福田康夫首相が9月に突然に辞任し、後継として麻生太郎氏が新しい首相に選ばれた。就任のときから衆議院議員総選挙がすぐにでも行われるという風評が閣内外に飛び交い、今年の安倍晋三内閣辞任劇の再来となった。9月中から選挙モードに入らざるを得なかった当政治連盟は、昨年以上にその対策に振り回され、平成21年の春、西松建設の企業献金問題が発生するまで、常に麻生首相の解散権の行使がいつ行われるか予断を許さない状況であった。

司法書士を取り巻く問題としては、規制改革会議において、商業・法人登記開放問題が蒸し返された。しかし昨年12月、規制改革会議の素案の段階で司法書士制度推進議員連盟、日本司法書士会連合会、日本司法書士政治連盟の努力により白紙の状態に戻し、この問題については1行も記載されることなく解決できた。これは日司連会長を含む現執行部と日司政連との密なる情報の共有があったことにより、すばやい対応ができ、ボヤの段階で消し止められたものである。日司連・日司政連および議員連盟の協力関係の継続・発展に努めなければならない。

## 1 商業・法人登記の開放要求

一昨年の秋、日司連と日本行政書士会連合会および両政治連盟が取り交わした「確認書」は関連議員連盟並びに関係省庁立会いの下で成立し、この問題に関しては決着済みと、我々は認識していた。

しかし、昨年の秋頃出された規制改革会議の答申案に、再度「商業・法人登記の行政書士への開放」の項目が1頁にわたり記載されたという情報が届いた。

急遽、日司連並びに日司政連が議員連盟会長並びに幹部に連絡し、緊急の要望を行ったことが功を奏し、その後議員連盟幹部、規制改革会議、法務省との協議の結果、項目ごと答申案から削除するという結果になった。

司法書士、行政書士関連4団体並びに各議員連盟、法務省が関与し合意した確認事項が、行政書士1個人の要望を取り上げることで反故にされるほど軽いものではないことをあらためて確認するとともに、日司連と日司政連の素早い対応により周囲に禍根を残さずに、表面上静かに収束することができたことが一番の成果であると確信する。

議員連盟の筋の通った対応と、日司連の毅然とした態度に敬意を表するとともに、政治の重要性を認識することができた。

## 2 オンライン登記元年から1年

平成20年1月15日に、不動産オンライン登記申請は政省令を改正し、いわゆる「別送方式」を認めた。それから1年が経過し、平成19年度中5496件であったオンライン申請件数は平成20年度中102万2347件となり、利用率は0.02%から10%を超えることが确实となった。

平成17年度の法施行以後、一向に利用されないオンライン登記申請は、平成18年度の神奈川県政連会長の発言によって、杉浦正健元法務大臣、河野太郎元法務副大臣を動かし、オンライン勉強会、オンライン利用促進PT設置へと発展し、翌平成19年度において再び両元大臣、元副大臣に自民党内において「オンライン制度見直しのPT」を設置していただき、当面は添付書類の郵送を認めることになったものである。

今後のオンライン登記申請の利用率の引上げには、別送方式ではなく、大幅な制度の改正が必要であるが、その要諦は添付情報（書面）の省略化にある。平成21年1月20日の「司法書士制度推進議員連盟総会」において「司法書士の登記原因に関する調査確認権限を明定し、司法書士に、登記原因証明情報の作成・認証

権限、その他添付情報の認証権限等を付与し、もって、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図ること」という決議をいただいた。司法書士にとって使いやすいオンライン登記申請制度こそが、利用率の向上につながると確信する。平成21年度中にはぜひ法改正に弾みをつける運動をしていきたい。

### 3 衆議院解散・総選挙について

昨年9月、福田総理が辞任をして総裁選挙により麻生新総理が誕生した。当初、月内にも解散・総選挙が行われるかのような憶測が飛び交い、当政治連盟も臨戦態勢に入り顧問議員にいち早く推薦状を発送した。しかるにその後、リーマン・ショックに端を発する米国金融危機は世界経済の危機にまで連鎖が広がった。日本においても麻生内閣は日本経済の建て直しに奔走され、解散問題は遠のいていった。今日に至るまで幾度となく解散の時期が取り沙汰されるも、任期満了の本年9月まで解散ができない状況にあるが、7月の都議会議員選挙が目前に迫る中、総選挙は目前に迫っている。

この衆議院議員総選挙においては、民主党は政権交代を掲げて自民党を揺さぶり、自民党議員は現有議席確保に向けて躍起となり、互いに臨戦態勢が長く続いている。

当政治連盟の衆議院議員顧問は、自民5名・民主3名・公明1名という構成になっているが、ほとんどが司法書士制度推進議員連盟の加盟者であるので全員が当選を果たしてもらわなくてはならない。昨年度中に起きた規制改革会議で商業・法人登記の行政書士への開放問題、司法書士法施行規則改正（非司法書士調査委嘱）における行政書士界からの反対問題など、重要な場面で議員連盟の支援をいただき、事なきを得たという事実は、今後の司法書士界に議員連盟が絶対に必要であることを証明している。間近に迫る総選挙には当政治連盟および会員が総力を挙げて戦っていきたい。

### 4 消費者問題の活動報告

特定商取引法・割賦販売法については、消費生活相談員関連団体、消費者団体、労働団体、司法書士関連団体、弁護士等で構成される任意団体「消費者のための割賦販売法改正実現全国会議」と連携して政省令整備の運動を展開した。

消費者庁の創設については、当政治連盟で団体加入した、各地の消費者団体、消費生活相談員関連団体、司法書士関連団体、弁護士等で構成される任意団体「ユニカねっと（消費者主役の新行政組織実現全国会議）」で国会議員陳情を担当し

積極的に運動してきたところ、第170回国会政府提出の「消費者庁関連3法案」に対し、第171回国会で民主党が対案として「消費者権利院法案」および「消費者団体訴訟法案」を提出し、対応に困難を極めたが、社会民主党、日本共産党とも連携をして対応し、同国会において「消費者庁・消費者委員会関連3法」の成立を果たした。

また、消費生活相談の強化・充実について、専門家として司法書士を活用するように、自民党東京都支部連合会の「平成21年度国家予算、税制改正等に関する要望」において要望し、平成20年度第二次補正予算「消費者行政活性化基金事業」メニュー「消費生活相談窓口高度化事業」の専門的知識を有する者として司法書士を位置づけた。

都内消費者行政の強化・充実については、消費者団体、消費生活相談員関連団体等と意見交換を行い、都議会各会派へ政策要望を行った。

幹事長 遠藤雅明